

～自転車に対する道路交通法改正について～

自転車が関係する交通事故の約7割は、自転車側の交通違反が原因とされています。なかでも多いのが、スマホ操作による前方不注意や、信号無視・一時停止の怠りです。さらに、自転車による酒気帯び運転は、死亡・重傷事故につながるケースが多く、車と同様に厳しく取り締まる必要性が高まりました。

令和8年4月1日から、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）のうち、16歳以上の自転車の運転者を交通反則通告制度（いわゆる青切符の対象とする規定）が施行されます。

自転車は、道路交通法では軽車両に位置付けられており、車のなかまです。自転車の酒気帯び運転に関しては、運転をした本人はもちろん、酒気帯び運転をするおそれがある者に対し酒類を提供した者等、酒気帯び運転をほう助した者にも罰則が科されます。自転車による事故から自分自身や周囲の人を守るために、改めて自転車の運転に関するルールを確認しておきましょう。

道路を通行するときは、「車」として交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践するなど安全運転を心掛けましょう。また、車の運転者も歩行者も自転車のルールを知って、思いやりの気持ちを持っていきたいですね！



自転車の違反 反則金(来年4月1日～)	
「ながら運転」	1万2,000円
遮断機下りた踏切立ち入り	7,000円
信号無視	6,000円
歩道通行・逆走など	6,000円
一時不停止	5,000円
ブレーキ利かないなど	5,000円
傘差し・イヤホンで音楽など	5,000円
無灯火	5,000円
並んで走行	3,000円
2人乗り	3,000円



交通安全功労賞受賞

鳶巣地区交通安全対策協議会は、令和6年度交通安全運動推進のため、組織をあげて尽力したことや、交通事故防止施策に努めたことなどが認められ、今年度功労賞を受賞しました。

「事故のないお郷自慢は鳶巣から」を合言葉に交通事故防止に全力を注ぎたいと思います。ご協力よろしくお願いします。



編集後記

猛暑だった夏がようやく落ち着き、涼やかな虫の声が聴こえ、朝晩が少し涼しく感じる時期になりました。秋ですね。

これからだんだん日が短くなってきます。早めのライト点灯を心がけ、歩行者、自動車、共に事故には気を付けて交通事故防止に全力を注ぎたいと思います。